高知市職員のソーシャルメディアの利用に関する指針

平成27年11月4日総務部情報政策課

1 目的

このガイドラインは、本市の職員が職務としてソーシャルメディアを活用した情報発信を行うにあたり、適切に運用しその有用性を十分に活用できるよう基本的な考え方や留意点を明らかにするものである。

2 定義

- (1) ソーシャルメディアとは、インターネット上のWebサービスの一種で、サービス 利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものをいう。
- (2) 職員とは、地方公務員法の一般職、特別職の区別なく職員としての身分を有するものをいう。

3 適用範囲

このガイドラインは、ソーシャルメディアを利用し業務を行う全ての職員に適用する。

- 4 ソーシャルメディア利用にあたっての基本原則
 - (1) ソーシャルメディアを利用し情報発信する場合は、職員としての自覚と責任をもった発言を行うこと。
 - (2) 地方公務員法をはじめその他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定等を遵守すること。
 - (3) 基本的人権, 肖像権, プライバシー権及び著作権等に関して侵害することがないこと。
 - (4) 発信する情報は信頼性を確保し、正確に記述すること。
 - (5) 誤解を与えず、簡潔な情報発信に努めること。
 - (6) 発信した情報により意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした 場合は冷静かつ誠実に対応すること。

- 5 ソーシャルメディアを利用する場合の留意点
 - (1) 利用する場合は必ず公式アカウントを使用すること。
 - (2) ソーシャルメディアを利用した情報発信についてはあらかじめ次の点を明確にすること。
 - ア ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う目的
 - イ 利用するソーシャルメディアの種類
 - ウ ソーシャルメディアを利用して行う情報発信の内容
 - エ ソーシャルメディアの利用方法(発信の頻度及びタイミング,発信方法)

6 私的利用における留意点

- (1) 職務専念義務が課せられていることに鑑み、出張中の移動時間や超過勤務時間を含め、勤務時間中の発信は行わないこと。
- (2) 所属または氏名の一部または全部を明らかにして情報発信する場合においては、 その発信が自らが所属する組織の見解を示すものでない旨を自己紹介欄等であらか じめ断ることが必要であること。また、その旨を断ったとしても、その発信が当該組 織の見解であるかのように誤解される可能性があることから、発信の内容が個人の 見解に基づくものである場合には、その旨が明確に分かるような記述を心がけるこ と。
- (3) 業務上支給されている端末を用いて発信行わないこと。
- (4) 個人アカウントを用いてコメント等行うときは、個人の見解等が本市の公式の見解等であるかのような誤解を与えないように留意すること。

7 行政情報発信における留意点

- (1) 個人情報及び、本市と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報は発信しないこと。
- (2) 職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。